

ギャラリーの使用について

- 目的 那須塩原市民に芸術文化の発表の場を提供し、地域文化の向上に資するもの
とします。
- 内容 展示内容は、自然・文化・芸術にかかわりのあるものであるとともに、那須
野が原博物館の活動と整合性のあるものとします。
- 会場 使用場所は、エントランスホールの壁面及び手前のスペースとし、通行の妨
げにならない場所とします。
- 期間 概ね2週間までとし、それ以上の期間を希望する場合は協議します。
- 使用料 使用料は無料です。

■展示に際して

- ①那須野が原博物館から貸出しできるものは、下記のとおりです。
 - ・展示ボード(壁付け)・机(展示用・監視用)・椅子・展示器具等
- ②展示は使用者が行うこととします。
 - ・展示品の搬入・設置・搬出(博物館側の手伝いはありません)
- ③展示期間中は、展示品の破損・盗難等については、那須野が原博物館は一切責任を
負いません。必要に応じて、使用者が看視を行ってください。

■注意事項

- ①原則として、生き物の展示・騒音を発する展示・不快な臭いを発する展示はできま
せん。
- ②展示準備・撤去は、できるだけ午後4時以降にお願いします。開館時間中に作業す
る場合は、観覧者への配慮をお願いいたします。
- ③以下の事項に該当するときは、使用できません。
 - 那須野が原博物館主催行事でギャラリーを使用する場合。
 - 営利を目的とする展示、またはそれに類似する展示の場合。
 - 政治活動を目的とする展示の場合。
 - 展示内容が宗教行為・布教を目的とするものである場合。
 - 施設や備品などを破損する恐れがある場合。
 - 展示内容が那須野が原博物館の活動内容と著しく異なる場合。
 - 公序良俗に反する内容が含まれている場合。
 - 集団的にまたは常習的に暴力行為を行う恐れのある組織の利益になると認めら
れる場合。
 - その他、那須野が原博物館の展示にふさわしくないと認められる場合。

■申込方法

- 1月5日から次年度分(4月1日～翌年3月31日)の申込みを受け付けます(先着順)。
 - ※例：使用期間 平成26年8月15日～8月29日
 - 受付開始 平成26年1月5日～
- 内容・期間等を那須野が原博物館にご相談ください。
- 博物館使用申請書により申請してください。後日、使用許可書を発行します。
- 那須野が原博物館ホームページへの掲載を希望する場合は、使用申請書とともに原
稿(30文字以内)と写真を使用する2か月前までに提供してください。